

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業

設計及び建設工事請負契約書（素案）

令和 6 年 11 月 29 日

大津市企業局

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 設計及び建設工事請負契約書¹

- 1 事業名 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
- 2 事業場所 滋賀県大津市
- 3 契約金額 金〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)
ただし、この契約に定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 4 工期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
- 5 契約保証金 第4条に規定するとおり
- 6 建築士法第22条の3の3に規定する記載事項
建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の3の3の規定に基づき記載する事項は、別添「建築士法第22条の3の3に規定する記載事項」²のとおり
- 7 建設発生土の搬出先等
建設発生土の搬出先については事業提案書に定めるとおり
なお、この契約における本件各工事(この契約に定義するとおり。以下同じ。)が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事等である場合は、受注者は、施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事等の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない
- 8 解体工事に要する費用等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合には、同法第13条の規定に基づき記載する解体工事に要する費用等は、別添「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書面」³のとおり

大津市(以下「発注者」という。)と〇〇(以下「受注者」という。)は、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業(以下「本事業」という。)に関して、発注者と〇〇〇〇グループ(〇〇〇〇(以下「代表企業」という。)、〇〇〇〇及び〇〇〇〇によって構成される企業グループをいい、以下、当該企業グループを構成する企業を総称して、又は個別に「構成企業」という。)との間で締結した令和〇年〇月〇日付け真野浄水場更新改良及び水

¹ この契約書(案)は、優先交渉権者が企業グループである場合の案であり、単独企業である場合又は更新改良業務について共同企業体を組成しない場合は適宜変更を行う。

² 大津市の定型書式による。募集要項公表時に開示する予定である。

³ 大津市の定型書式による。募集要項公表時に開示する予定である。

道施設運転維持管理事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第1項の規定に従い、本事業の事業契約の一部として、各々対等な立場における合意に基づいて、この契約条項に定めるところに従い、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書の原本2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者

大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者 南 堀 弘 印

受注者

[所在地]
[名 称]
[代表者 役職 氏名] 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本事業の更新改良業務に関して、契約書等（第3項で定義する。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項等に定義された意味又は別紙1（用語の定義）に定める意味を有するものとする。
- 3 この契約を構成する書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし（以下、次の各号に掲げる書面及び図面を「契約書等」という。）、基本契約及び次の各号に掲げる書類の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、その後に次の各号に列挙された順序に従うものとする。ただし、事業提案書又は設計図書等（基本設計図書、詳細設計図書その他この契約に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類をいう。以下同じ。）の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、事業提案書又は設計図書等が要求水準書に優先するものとする。
- (1) この契約
 - (2) 要求水準書
 - (3) その他募集要項等
 - (4) 事業提案書
 - (5) 設計図書等
- 4 受注者は本件各工事（契約書等に基づき行う別紙2（事業日程）の各工事をいう。以下同じ。）に係る設計を行った上で、設計図書等及び本件各工事を別紙2（事業日程）及び契約書等に定める各期限までに完成し、その他更新改良業務に係る業務を行い、設計図書等及び工事目的物（各更新改良施設をいい、解体工事が行われる場合は解体の完了をいう。以下同じ。）を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金（内訳は別紙3（請負金額の内訳）記載のとおり。）を支払うものとする。
- 5 設計図書等並びに仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約に定める催告、請求、勧告、通知、報告、申出、承認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 契約書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律89号）及び商法（明

治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

- 1 2 この契約は、日本国の法律に準拠するものとする。
- 1 3 この契約に係る訴訟については、大津地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 1 4 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 1 5 受注者は、募集要項等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本件各工事の設計・施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、募集要項等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 1 6 この契約における受注者の債務は、受注者（共同企業体における構成員を含む）の連帯債務とする。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（提出書類等）

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に、募集要項等及び事業提案書に基づき、請負代金内訳書及び更新改良業務の全体計画を記載した全体事業工程表を作成し、発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 2 前項の全体事業工程表は別紙2（事業日程）に反するものであってはならない。
 - 3 発注者及び受注者は、別紙4（総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領）第4項に基づき、請負代金のうち単価合意書の対象となる部分について単価合意書を作成の上合意するものとする。
 - 4 受注者は、請負代金額の変更があったときは、当該変更の内容を反映した請負代金内訳書を作成し、14日以内に設計図書等に基づいて、発注者に提出しなければならない。
 - 5 第3項の規定は、前項の規定により請負代金内訳書が提出された場合において準用す

る。

- 6 第3項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 7 受注者は、更新改良業務に関して、前項に定めるほか、募集要項等に基づき各種提出書類を作成し、発注者に提出し、発注者の承認、承諾又は確認を得なければならない。これらの提出書類を変更したときも同様とする。
- 8 受注者は、本件各工事に着手しようとする場合には、あらかじめ発注者に当該工事に係る工事着工届を提出しなければならない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、別紙2（事業日程）に定める本件各工事の各着工予定日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）この契約による債務の不履行により生ずる損害金に支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（3）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、別紙2（事業日程）に定める本件各工事の各工事期間中、別紙3（請負金額の内訳）に定める本件各工事の工事に関する請負代金額（消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。なお、本件各工事の各工事が重なる期間中は、重なる各工事の工事に関する請負代金額の合計額とする。以下この条において「保証基準額」という。）の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第77条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる

保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6 保証基準額の変更があった場合には、保証の額が変更後の保証基準額の10分の1以上に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第26条第2項の規定による検査に合格したもの及び第62条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の工事目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明した場合は、発注者は、特段の理由があるときを除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(統括工事責任者)

第6条 受注者は、要求水準書及び事業提案書に従い、更新改良業務全般を統括し、発注者、関係機関等及び構成企業との調整を行う統括工事責任者を定め、その氏名とその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。統括工事責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 統括工事責任者は、請負代金額の変更、設計及び工事に関する工期の変更、請負代金の請求及び受領、自らに係る第25条第6項が準用する同条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づき受注者が行う更新改良業務に関する受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にもかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括工事責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者)

第7条 受注者は、本件各工事の設計に関する技術上の管理を行う管理技術者及び本件各工事の工事監理支援業務を行う管理技術者を定め、その氏名とその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、設計に関する請負代金額の変更、設計に関する工期の変更、設計に関する請負代金の請求及び受領、第25条第1項の請求の受理(同条第6項が準用する場合を含む。)、同条第3項の決定及び通知、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づき受注者が行う設計に関する受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にもかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第8条 受注者は、設計図書等の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名とその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(工事監理者)

第9条 受注者は、各工事目的物が設計図書等のとおり施工されているかの工事監理を行う工事監理者(建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項に定める工事監理者をいう。)を定め、その氏名とその他必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも、同様とする。

2 工事監理者は、本件各工事において発注者が行う工事監理業務に必要な書類等の提出を行う。

(地元関係者との交渉等)

第10条 発注者は、この契約の締結日から本件各工事の各着工予定日までの間に、近隣住民に対し本件各工事に係る工事実施計画等(各工事目的物の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。以下この条において同じ。)の説明会等を実施し、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする(以下この条において「近隣説明」という。)。受注者は、近隣説明を補助し、当該説明会資料の作成、説明会への出席、現地見学会対応等を行うものとする。

2 受注者は、本件各工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案した上、合理的に要求される範囲において近隣対応(工事実施計画等の内容を近隣住民に対して周知させること、工事実施計画等の内容について近隣住民の了解を得ること及び車両の交通障害、騒音、

振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。以下この条において同じ。)を実施するものとする。

- 3 受注者は発注者に対して、前項に規定する近隣対応の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
- 4 近隣説明への協力及び近隣対応について受注者に生じる費用は、受注者がこれを負担するものとする。ただし、各工事目的物の設置そのもの、要求水準書若しくはその他募集要項等において発注者が特に設定した条件又は発注者の要求に起因して受注者において生じた損害（これらの事由に起因して必要となる追加の近隣説明及び近隣対応により生ずる増加費用を含む。）については、発注者がこれを合理的な範囲で負担するものとする。
- 5 受注者は、発注者の承諾を得ない限り、近隣対応の不調を理由として工事実施計画等を変更することはできない。この場合、発注者は、受注者が更なる近隣対応の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。
- 6 発注者は、必要があると認める場合には、受注者が行う近隣対応に協力することができるほか、受注者が合理的な理由を示して発注者の協力を要請する場合に、その必要を認めるときは、受注者が行う近隣対応に協力するものとする。

（事前調査業務）

- 第11条 受注者は、契約書等に従い、工事用地その他契約書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）及び工事目的物につき、事前調査業務を実施する。
- 2 受注者は、事前調査業務の着手の14日前まで（各工事目的物に関連する事前調査業務をそれぞれ実施する場合には、各事前調査業務の着手の14日前までとする。）に要求水準書に従って、調査計画書（アスベスト調査を含む。）を作成して発注者に提出し、その承諾を得るものとする。
 - 3 受注者は、事前調査業務の完了後14日以内（各工事目的物に関連する事前調査業務をそれぞれ実施する場合には、各事前調査業務の完了後14日以内とする。）に要求水準書に従って、調査結果報告書（アスベスト調査を含む。）を作成して発注者に提出し、その確認を受けるものとする。
 - 4 受注者は、事前調査業務の結果に基づき、必要かつ適切な対策を講じて更新改良業務を実施するものとし、事前調査業務の不備、誤謬又は受注者が事前調査業務を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は受注者が負担する。
 - 5 受注者が第1項の規定に従って事前調査業務を行った結果、工事用地等及び工事目的物に関して、募集要項等において明示されていない又は募集要項等に明示されていた事実と異なる工事用地等及び工事目的物の瑕疵（アスベストの含有を含むものとし、募集要項等及び現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）が存在し、

受注者がこの契約及び募集要項等に従って本件各工事を実施することが困難な場合又は受注者が本件各工事を実施することができても受注者に著しい損害（当該瑕疵への対応に要する増加費用を含む。以下この条において同じ。）が発生することが判明した場合、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。これに起因して受注者に損害が発生した場合、発注者は、合理的な範囲における当該損害を負担するものとする。また、これに起因して受注者に費用の減少が生じた場合、発注者及び受注者は協議の上、請負代金額を減額するものとする。

- 6 前項の場合、受注者は、当該損害の発生を防ぎ、また拡大を低減するよう最大限努力しなければならない。
- 7 受注者が第1項に基づき行う事前調査業務のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（本件各工事の設計等）

第12条 受注者は、契約書等に従い、本件各工事の設計及び工事管理支援を行う。

- 2 受注者は、本件各工事の設計に関するすべての責任を負う。
- 3 発注者は、本件各工事が、契約書等に基づき設計されていることを確認するため、受注者に対して事前に通知した上で、設計の進捗状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。
- 4 受注者は、前項に規定する設計の進捗状況その他の事項についての説明及び発注者による確認の実施につき、発注者に対して協力し便宜を図るものとする。
- 5 第1項の本件各工事の設計に際して、契約書等のそれぞれの間に矛盾があった場合には、発注者及び受注者はその取扱いについて協議する。この場合において、当該協議が整わない場合、その優先順位は、第1条第3項に定める順序に従うものとする。

（設計図書等の提出）

第13条 受注者は、別紙2（事業日程）及び契約書等に定める日までに、契約書等に定める本件各工事の各設計図書等を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。なお、発注者は、当該承諾を理由として本件各工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、当該発注者の承諾をもって、第67条に規定する責任を免れることはできない。

- 2 発注者は、前項に基づき提出された書類が契約書等に反するものを含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合には、設計図書等の提出から14日以内に受注者に対してその旨を通知しなければならない。ただし、第32条（条件変更等）の規定に基づ

き設計図書等の変更を行う場合を除く。

- 3 前項の場合において、受注者は、発注者に協議を申し入れることができる。
- 4 受注者は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において設計図書等を変更し、再度、発注者の承諾を得なければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、設計図書等の変更を行わないことについて発注者の合意が得られたときは、この限りでない。
- 5 受注者は、本件各工事の各設計図書等につき発注者の承諾を得た上で、本件各工事に着工する。

(著作権の譲渡等)

- 第14条 受注者から提出される設計図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は前条における発注者の承諾と同時に発注者に無償で譲渡される。
- 2 発注者は、受注者から提出される設計図書等が著作物に該当することの有無にかかわらず、無償にてこれを利用することができる。その利用の権利は、工事目的物の運営に必要な範囲で、この契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 受注者は、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - 4 受注者は、自ら又は著作者をして、設計図書等に係る著作権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 5 発注者は、受注者が設計図書等の作成に当って開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、利用することができる。その利用の権利は、工事目的物の運営に必要な範囲で、この契約の終了後も存続するものとする。
 - 6 この契約が解除された場合における既履行部分の著作権については、前各項に基づいて定める。

(著作権の侵害防止)

- 第15条 受注者は、成果物等が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、成果物等が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(一括委託又は一括下請負の禁止)

第16条 受注者は、設計及び工事監理支援業務の全部、並びに、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(下請負人に対する受注者の義務)

第17条 受注者は、その請負った更新改良業務の一部を第三者（再受任者を含む。以下この契約において同じ。）に請負わせようとするとき（委任する場合を含む。以下この契約において同じ。）は、事前に当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、その承諾を受けるものとする。

2 前項の提出事項に変更があったときは、受注者は、直ちに変更届書を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、その請負った更新改良業務の一部を第三者に請負わせようとするときは、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又は、同約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。

4 受注者は、その請負った更新改良業務の一部を第三者に請負わせようとするときは、当該第三者に対し、受注者から請負った更新改良業務を更に第三者に一括して請負わせることを禁止しなければならない。

5 受注者は、その請負った更新改良業務の一部を第三者に請負わせようとするときは、当該第三者が賃金若しくは工事用材料代金等の支払いを遅延しないよう、建設業法（昭和24年法律第100号）等の定めに従い、工事代金の支払い等に関し適切な措置を講じなければならない。

6 受注者の下請負人がその請負った更新改良業務の一部を更に第三者に請負わせようとするときは、受注者は当該第三者に対し前5項の規定に準じ適切な措置を講じさせなければならない。

7 発注者は、受注者に対し適正な更新改良業務の確保を図るために必要な事項の報告を求めることができる。

(下請負人の社会保険等への加入)

第18条 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を受注者が直接締結する下請契約の相手方としたときは、発注者の指定する期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を提出しなければならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（特許権等の使用）

第19条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の実施権及び使用権の付与）

第20条 受注者は、発注者が本件各工事の実施並びに各更新改良施設の運転維持管理に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権及び使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で発注者に付与し、又は当該特許権等の権利者に発注者に対して付与させるものとする。かかる特許権等の詳細は、別紙7（特許権等）記載のとおりとする。

- 2 前項に規定する、受注者が保有する特許権等についての実施権又は使用権は、この契約終了後も各更新改良施設の存続中は有効に存続する。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権及び使用権の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、請負代金が、第1項の特許権等の実施権及び使用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価及び受注者がこの契約又は発注者の請求に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等（以下これらを総称して「成果物」という。）の使用に対する対価を含むものであることを確認する。
- 4 第1項の規定により受注者が取得した実施権又は使用権のうち、この契約終了後において、発注者が各更新改良施設を稼働させ、運転維持管理するために必要なものについては、受注者は、当該実施権又は使用権を発注者に付与し、又は当該特許権等の権利者に発注者に対して付与させるものとする。

（監督員）

第21条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の統括工事責任者、管理技術者、照査技術者、工事監理者及び現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 要求水準書及び事業提案書に基づく設計及び工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 要求水準書及び事業提案書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、勧告、通知、確認、報告、申出、承認、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第22条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて各工事現場に設置し、その氏名その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者又は監理技術者（要求水準書に定める場合のほか、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とする。この場合において、同条第4項の規定に該当するときは、同法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者とする。以下同じ。）。なお、監理技術者は工種別に配置する。
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事に関する請負代金額の変更、工事に関する工期の変更、工事に関する請負代金の請求及び受領、第25条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づき受注者が行う工事に関する受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第2項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 統括工事責任者、管理技術者、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告等)

第23条 受注者は、設計図書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、本件各工事が契約書等に従い実施されていることを確認するために、本件各工事の状況及び品質管理について、受注者に事前に通知した上で、受注者に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、本件各工事の現場において実施状況を確認するときは、受注者が立ち会うものとする。
- 3 受注者は、前項に規定する説明及び確認の実施について、発注者に対して可能な限りの協力を行うものとする。
- 4 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件各工事の状況及び品質管理が契約書等に従っていない、又は契約書等に規定する水準又は仕様を満たさないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対してその是正を求めることができ、受注者は、これに従わなければならない。

(モニタリング)

第24条 受注者は、自らの責任及び費用負担において、本件各工事に関し、別紙5（モニタリング）に定める書類の作成及び提出等を行うとともに、募集要項等に基づきセルフモニタリング業務を実施し、この契約、募集要項等及び事業提案書に定める要求水準を達成していることを確認する。

- 2 発注者は、自らの責任及び費用負担において、本件各工事に関し、要求水準を達成していることを確認するため、別紙5（モニタリング）に定めるところによりモニタリングを実施する。
- 3 発注者は、前項のモニタリングの結果、本件各工事の遂行状況が要求水準を満たさないか、満たさないおそれがあると判断した場合、別紙5（モニタリング）に定めるところにより、受注者に対してその是正勧告を行うことができるものとする。当該是正勧告が行われた場合、受注者は、別紙5（モニタリング）の規定に従い発注者の指示する期間内にそれに対応する改善計画書を作成し、発注者に対して提出して承諾を得た上で、改善措置を

とるものとし、その対応状況を発注者に対して書面で報告する。

- 4 本件各工事の実施の全部又は一部について、発注者は、モニタリングの実施を理由として何ら責任を負うものではない。

(工事関係者に関する措置請求)

第25条 発注者又は監督員は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が、更新改良業務のために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求をうけた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

- 6 第1項から第3項の規定は、基本契約第4条第2項に定める総括代理人、統括工事責任者、管理技術者、照査技術者、工事監理者又は受注者の使用人若しくは第17条第1項の規定により受注者から更新改良業務を委託され、若しくは請負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときに準用する。

(工事材料の品質及び検査等)

第26条 工事材料の品質については、募集要項等、事業提案書又は設計図書等に定めるところによる。募集要項等、事業提案書又は設計図書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等以上の品質を有するものとする。なお、発注者の承諾を受けること。

- 2 受注者は、募集要項等、事業提案書又は設計図書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 前項の検査のうち、本件各工事における主要な設備等の検査については、当該設備等の製作工場において実施し、受注者はこれに立ち会わなければならない。発注者は、当該検

査への運転維持管理業務の運転事業者の立会いを求めることができ、その場合、受注者は当該検査に運転維持管理業務の運転事業者を立ち合わせなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第2項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第27条 受注者は、募集要項等、事業提案書又は設計図書等において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、完成後において外面から明視することができない工事及び募集要項等、事業提案書又は設計図書等において、監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、募集要項等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第28条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した上で、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認められるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第29条 発注者は、工事用地等を受注者が工事の施工上必要とする日（契約書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。ただし、その他工事に必要な（残土置場、仮置場、事務所等）用地は受注者で確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

ない。

- 3 工事の完成、要求水準書の変更等によって、工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（本件各工事のユーティリティ）

第30条 受注者は、本件各工事（第52条の試運転を含む。）に必要な電力、水道、ガス、薬品その他の消耗品等を要求水準書の定めるところに従い、自己の責任及び費用で調達しなければならない。ただし、第52条の試運転に要する原水は、要求水準書に定める水量の限度で発注者が供給し、その費用を負担するものとする。

（契約書等不適合の改造義務及び破壊検査等）

- 第31条 受注者は、工事の施工部分が契約書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第26条第2項又は第27条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が契約書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第32条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書、その他募集要項等の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 要求水準書、事業提案書又は設計図書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 要求水準書、事業提案書又は設計図書等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書、事業提案書又は設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書、事業提案書又は設計図書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書、事業提案書又は設計図書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書、事業提案書又は設計図書等を訂正する必要があるもの

要求水準書の訂正は発注者が行い、その他は受注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書、事業提案書又は設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

要求水準書の変更は発注者が行い、その他は受注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、要求水準書、事業提案書又は設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者が協議して、要求水準書の変更は発注者が行い、その他は発注者と受注者が協議して受注者が行う。

5 前項の規定により要求水準書、事業提案書又は設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要と認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による要求水準書の変更)

第33条 発注者は、前条の定めによるほか、この契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化等、発注者及び受注者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を受注者に請求することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による発注者の請求の通知から34日以内に、その対応可能性、事業日程変更の要否及び費用見込額を発注者に対し通知し、発注者と協議を行わなければならない。

3 第1項の請求の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書、事業日程又は請負代金額を変更し、受注者に通知することができる。かかる変更により増加費用又は損害が生じた場合には、発注者がこれを合理的な範囲で負担する。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により要求水準書の変更がなされる場合又は受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合は、この限りでない。また、かかる変更により受注者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、請負代金額を減額する。

4 前項に基づき要求水準書を変更するときは、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、受注者が事業提案書及びこの契約に基づき作成した設計図書等を、それぞれ適切に変更する。

(設計図書等の変更)

第34条 発注者は、前2条の定めによるところに従って要求水準書が訂正又は変更されたとき、その他必要があると認められるときは、設計図書等の変更内容及び理由を受注者に通知して、設計図書等の変更を要請することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由に基づき設計図書等の変更が必要な場合、その費用及び損害は受注者が負担する。

(受注者の提案又は請求による要求水準書の変更)

第35条 受注者は、要求水準書に定める事項について、技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項（発注者の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される事項を含む。）を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書又は事業提案書の変更を提案することができる。かかる場合、発注者は、受注者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、必要に応じて要求水準書の変更を行うものとし、この場合の事業日程又は請負代金額の変更

については、発注者及び受注者の合意したところによるものとする。

- 2 前項に規定するほか、受注者は、この契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を発注者に請求することができる。かかる場合、発注者は、受注者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の請負代金額の変更については、発注者及び受注者の合意したところによるものとする。
- 3 前2項に基づき要求水準書を変更するときは、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、受注者が事業提案書及びこの契約に基づき作成した設計図書等を、それぞれ適切に変更する。

（業務及び工事の中止）

第36条 要求水準書に基づき現場調査業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは作業現場若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が業務及び工事を施工できないと認められるときは、発注者は、業務及び工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務及び工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務及び工事の中止内容を受注者に通知して、業務及び工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務及び工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務及び工事の続行に備え作業現場又は工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務及び工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第37条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第38条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第39条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第40条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に示すものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、工期の変更事由が生じた日(第37条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日)から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。

(請負代金額の変更方法等)

第41条 請負代金額の変更については、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の単価合意書の対象となる請負代金については、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の請負代金については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め受注者に示すものとする。

- 2 前項にかかわらず、次に掲げる場合における請負代金額の変更については、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の単価合意書の対象となる請負代金についても、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 数量に著しい変更が生じた場合

(2) 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合

- (3) 事業内訳書に記載されていない工種が生じた場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第42条 発注者又は受注者は、次の各号に定める日を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により令和6年2月1日における賃金水準又は物価水準を基準として算定された各請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対してその金額の変更を請求することができる。

- (1) 設計に関する請負代金について

事前調査業務、設計業務及びその他附帯する業務の期間中で、この契約締結の日から6月を経過した日

- (2) 工事に関する請負代金について

工期内でこの契約締結の日から12月を経過した日

- (3) 工事監理支援業務に関する請負代金について

工期内でこの契約締結の日から12月を経過した日

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（各請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、設計に関する請負代金及び工事監理支援業務に関する請負代金に係る変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定方法は物価指数等に基づき、工事に関する請負代金に係る変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定方法は別紙4第7項の定めるところにより、それぞれ発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に示すものとする。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により各請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項本文中の「令和6年2月1日における賃金水準又は物価水準を基準として算定された」とあるのは「直前のこの条に基づく各請負代金額変更の基準とした日における賃金水準又は物価水準を基準として算定された」とし、同項(1)中「この契約締結の日から6月を経過した日」、同項(2)及び(3)中「工期内でこの契約締結の日から12月を経過した日」とあるのは、「直前のこの条に基づく各請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別の要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に示すものとする。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、第1項、第5項、又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。

(臨機の措置)

- 第43条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第44条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項、第46条第1項又は第49条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第45条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第81条第1項の規定により付された保険等に

よりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第46条 工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じ、又はこの契約上の義務の全部若しくは一部の履行が不能となったときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者及び受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、この契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに、この契約、要求水準書又は設計図書等の変更並びに損害の負担等について協議しなければならない。
 - 4 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に発注者及び受注者が合意に至らない場合、発注者は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本事業を継続するものとする。
 - 5 前項の場合における損害の負担は、当該損害の額(工事目的物、仮設物、又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第26条第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第62条第3項の規定による検査、立会いその他この工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち当該損害が生じた本件各工事の請負代金額の100分の1を超える額は発注者が負担し、その余は受注者が負担する。
 - 6 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第41条第2項各号に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づき行うものとする。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその

評価額を差引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについてはその修繕費の額とする。

- 7 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差引いた額」として同項を適用する。

(不可抗力への対応)

- 第47条 不可抗力によりこの契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は各更新改良施設に重大な損害が発生した場合、受注者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

- 第48条 前2条の規定にかかわらず、不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議しなければならない。

- 2 前項の協議にあたっては、発注者及び受注者は、協議に係る期間を定めることとし、当該協議期間を経過しても協議が調わない場合、又は協議に係る期間が定められず、不可抗力の日から30日を経過しても協議が調わない場合には、発注者は、この契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 3 前項に基づきこの契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第76条の規定に従い、この場合に発生した損害の負担については第46条第5項を準用するものとする。

(法令変更による損害)

- 第49条 工事目的物の引渡し前に、この契約の締結後における法令変更により、更新改良業務について損害(当該法令変更への対応に要する増加費用を含むが、受注者の逸失利

益は含まない。以下この条ないし次条において同じ。)が発生し、又はこの契約上の義務の全部若しくは一部の履行が不能となった場合には、速やかにその状況を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第81条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、この契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更に対応するため速やかに、この契約、要求水準書又は設計図書等の変更並びに損害の負担等について協議しなければならない。
- 4 前項の協議にかかわらず、当該法令変更の公布日から120日以内に発注者及び受注者が合意に至らない場合、発注者は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本事業を継続するものとする。
- 5 前項の場合における損害の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本件各工事に直接関係する法令等の新設又は変更の場合
発注者が100%負担
 - (2) 消費税の税率の変更の場合
発注者が100%負担
 - (3) 法人事業税及び法人住民税等の収益関係税の新設又は変更の場合
受注者が100%負担
 - (4) 上記以外の法令等又は税制の変更若しくは新設の場合
受注者が100%負担

(法令変更による契約の終了)

第50条 前条の規定にかかわらず、法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議しなければならない。

- 2 前項の協議にあたっては、発注者及び受注者は、協議に係る期間を定めることとし、当該協議期間を経過しても協議が調わない場合、又は協議に係る期間が定められず、当該法令変更の公布日から120日を経過しても協議が調わない場合には、発注者は、この契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 3 前項に基づきこの契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第76条の規定に従い、この場合に発生した損害の負担については前条第5項を準用するものとする。

(請負代金額の変更に代える要求水準書の変更)

第51条 発注者は、この契約の規定により費用を負担すべき場合又は請負代金額を増額

すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は請負代金額の増額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更することができる。この場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。

(試運転)

第52条 受注者は、別紙2（事業日程）に従い、本件各工事においてその主要部の施工が完成し、各工事目的物（撤去部分を除く。以下この条において同じ。）の運転を行い所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、要求水準書及び事業提案書に従い試運転を実施し、工事目的物が要求水準書及び事業提案書に定める基準に適合することを確認するものとする。

- 2 発注者は受注者に対し、前項の受注者による試運転への立会いを求めることができ、受注者は、これに従うものとする。
- 3 受注者は、第1項の試運転開始の30日前までに、要求水準書に従って、当該工事目的物の試運転計画書及び運転操作マニュアル並びに試運転の実施及び既設から新設への運転の切替等の重要な作業段階の進行について定めた実施手順書を作成して発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。受注者は、第1項の試運転開始までに、試運転計画書及び運転操作マニュアルを用いて発注者職員並びに運転維持管理業務の運転事業者及びその従事者への説明を行うものとする。
- 4 受注者は、前項の試運転計画書に基づいて第1項の試運転を実施しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の試運転において、各工事目的物が試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事及び処置を自己の責任及び費用において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまでこの項の手続を繰り返すものとする。
- 6 受注者は、第1項の試運転終了後、速やかに試運転報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(受注者による本件各工事完成時のセルフモニタリング)

第53条 受注者は、本件各工事を完成したときは、各工事の完成ごとにその旨を発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、本件各工事の竣工検査の日程を、当該竣工検査の日の14日前までに発注者に対して書面により通知した上で、自己の責任及び費用において竣工検査を実施する。なお、竣工検査は、前条に規定する試運転において、試運転計画書に記載された全ての項目

について基準等を満たしたことを確認した後に実施するものとする。

- 3 前項の竣工検査に対し、発注者は受注者に対し、発注者の現地立会を求めることができ、受注者は、これに従うものとする。
- 4 前項に規定するところの発注者の立会の有無を問わず、受注者は発注者に対して、第2項に規定するところの竣工検査の結果を記載し、その他の検査結果に関する書面の写しを添付した工事完了届を提出し、報告しなければならない。
- 5 受注者は、次条に基づく発注者による本件各工事の完成検査の14日前までに、当該完成検査に必要な書類を作成し、前項の報告とともに、発注者に対して提出するものとする。

(発注者による完成検査)

第54条 発注者は、前条第4項に定める受注者からの工事完了届及び同条第5項に定める完成検査に必要な書類の提出を受けた日から14日以内に、次の各号に規定するところに従って本件各工事の完成検査を実施する。

- (1) 受注者は、工事現場において工事記録を準備した上で、発注者による完成検査を受ける。
 - (2) 発注者は、工事目的物と完成検査に必要な書類との照合により、それぞれの完成検査を実施する。
 - (3) 受注者は、第52条の試運転とは別に、機器、器具、什器備品等の取扱いに関し、発注者に対して説明する。
- 2 発注者は、前項の完成検査の実施において、本件各工事が、契約書等及び完成検査に必要な書類に従って整備若しくは実施されていないと認める箇所がある場合、受注者に対して改善を指示することができる。受注者は、かかる指示を受けた場合、自己の責任及び費用負担において、当該指示に従って当該箇所を改善するものとし、改善措置が完了したときは、直ちに発注者の再確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、前各項に規定するところに従って本件各工事の完成検査を完了させ、本市の確認を受けた完成図書を、別紙2(事業日程)に定める引渡完了予定日までに発注者に提出すると共に、各更新改良施設内の所定の位置に保管するものとする。

(更新改良業務完了確認手続)

第55条 受注者は、各更新改良施設について、次の各号に定められるところの事由がすべて満たされた場合、発注者に対し、当該施設に係る更新改良業務完了届を提出する。発注者は、当該業務完了届を受領後7日以内に、当該施設に関して、次の各号に規定するところの事由がすべて満たされているかを確認し、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、受注者による当該施設に係る更新改良業務の履行の完了を証する業務完了証を作成した上、受注者に対して交付する。

- (1) 第52条に規定するところに従って、試運転(ただし、運転開始後に実施すべきもの

を除く。)が完了し、当該施設が要求水準書及び事業提案書に定める性能(撤去部分については撤去の条件)の全てを満たすことが確認されたこと。

- (2) 前2条の規定に基づく本件各工事の竣工検査及び完成検査等が完了したこと。
 - (3) 受注者から発注者に対して、要求水準書に定める完成図書が提出されていること。
 - (4) 当該施設の運転操作マニュアルが作成され発注者の承諾が得られたこと。
- 2 本事業の実施の全部又は一部について、発注者は、業務完了証を交付したことを理由として何ら責任を負うものではない。
- 3 発注者は、第1項の業務完了証の交付後、受注者が当該各更新改良施設の引渡しを申し出たときは、直ちに当該各更新改良施設の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該各更新改良施設の引渡しを当該本件各工事に係る請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

(中間検査)

- 第56条 発注者は、工事の施工途中に、工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて中間検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(請負代金の支払い)

- 第57条 受注者は、次の各号に定めに従い、本件各工事に係る請負代金の支払いを請求することができる。ただし、各会計年度における支払いの限度額は、別紙8(請負代金の支払予定)に定めるとおりとする。
- (1) 設計に関する請負代金について
第13条第5項に基づき各設計図書等につき発注者の承諾を得たとき
 - (2) 工事に関する請負代金について
第55条第1項の業務完了証を受領したとき
 - (3) 工事監理支援業務に関する請負代金について
各事業年度の工事監理支援業務を完了したとき
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により設計図書等については第13条第2項に規定する期間内に通知をしないとき、各更新改良施設については第54条第1項に規定する期間内に確認をしないときは、その期限を経過した日から通知又は確認をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くも

のとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第58条 発注者は、第55条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第59条 受注者は、保証事業会社と、本件各工事の完成・引渡の時期（最終の会計年度以外の会計年度に当たっては各会計年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、本件各工事ごと及び会計年度ごとに、工事に関する請負代金額（別紙3（請負金額の内訳）に定める額とする。）の当該会計年度の出来高予定額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、各会計年度における支払いの限度額は、別紙8（請負代金の支払予定）に定めるとおりであり、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、本件各工事につき、前会計年度末における出来高請負代金相当額のうち工事に関する請負代金部分が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、受注者は、出来高請負代金相当額のうち工事に関する請負代金部分が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、当該本件各工事に係る当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

4 第1項の場合において、本件各工事につき、前会計年度末における出来高請負代金相当額のうち工事に関する請負代金部分が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第3項の規定を準用する

5 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

- 6 要求水準書の変更その他の事由により当初の当該会計年度の各工事出来高予定額の10分の3以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の当該会計年度の各工事出来高予定額の前払金支払可能限度額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 要求水準書の変更その他の事由により当初の当該会計年度の各工事出来高予定額の10分の3以上を減額した場合において、受注者は、受領済みの前払金額から減額後の当該会計年度の各工事出来高予定額の前払金支払可能限度額を差し引いた額（以下「超過額」という。）を減額のあった日から30日以内に返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、当該会計年度の各工事出来高予定額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。
- 9 発注者は、受注者が第7項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第60条 受注者は、前条第10項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、前条第11項の規定により当該会計年度の各工事出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金等の使用等）

- 第61条 受注者は、前払金を本件各工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち本件各工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 2 現場管理費及び一般管理費等のうち当該本件各工事の施工に要する費用に相当する経

費については、前払金額の100分の25を限度とする。

(部分払)

第62条 受注者は、本件各工事の各完成前に、本件各工事の更新改良業務の出来形部分（工事現場に搬入済みの工事材料（第26条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）に相応する工事に関する請負代金相当額が、各会計年度について定められた出来高予定額に達したときは、本件各工事ごとに、当該請負代金相当額（ただし、当該本件各工事に係る当該会計年度について定められた出来高予定額（累計）を超過する場合には、出来高予定額（累計）とする。以下「出来高請負代金相当額」という。）以内の額について次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、受注者は、当該本件各工事の各開始日の属する会計年度においては当該本件各工事の部分払は請求することができず、また、予算の執行が可能となる時期以前の部分払の支払いも請求することができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、各事業年度終了日の60日前までに、必要書類を作成し、当該請求に係る更新改良業務の出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者立会いの上、要求水準書の定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときには、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、本件各工事ごとに次の式により算定する。この場合において出来高請負代金相当額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第41条第2項各号に掲げる場合には発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に示すものとする。

部分払金の額 $\leq$ （出来高請負代金相当額 $\times 9 / 10$ ）－前払金額

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「出来高請負代金相当額」とあるのは、「出来高請負代金相当額から既に部分払の対象となつた出来高請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

- 8 第5項の支払期間内に受注者が第59条第7項に規定する超過額を返還しようとするときは、発注者は、第6項に規定する部分払金の額の中からその超過額を控除することができる。

(部分引渡し)

第63条 工事目的物について、別紙2（事業日程）に定める本件各工事の各引渡しのほか、発注者が募集要項等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、当該指定部分の試運転について第52条第1項中「本件各工事においてその主要部の施工が完成」とあるのを「当該指定部分の工事が完了」と読み替えてこれを準用し、受注者による竣工検査及び発注者による完成検査等について第53条及び第54条中「本件各工事」とあるのを「部分引渡しに係る本件各工事」、「工事目的物」とあるのを「部分引渡しに係る工事目的物」と読み替えてこれらの規定を準用し、引渡しについて第55条中「各更新改良施設」とあるのを「部分引渡しに係る各更新改良施設」と読み替えてこれを準用し、請負代金の支払いについて第57条中「請負代金」とあるのを「部分引渡しに係る工事に関する請負代金」と読み替えてこれを準用する。

- 2 前項の規定により準用される第57条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る工事に関する請負代金の額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第41条第2項各号に掲げる場合には次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する工事に関する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第57条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る工事に関する請負代金の額

＝指定部分に相応する工事に関する請負代金の額－前払金額

- 3 第1項の規定により準用される第57条第2項の支払期間内に受注者が第59条第7項に規定する超過額を返還しようとするときは、発注者は、前項に規定する部分引渡しに係る工事に関する請負代金の額の中からその超過額を控除することができる。

(保管の義務)

第64条 受注者は、第63条第1項の規定による工事目的物の一部の引渡しを行った場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、当該工事目的物について保管の責めを負うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により当該工事目的物について追加費用又は損害が生じた場合は、この限りではない。

(第三者による代理受領)

第65条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者

を代理人にすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第57条（第63条において準用する場合を含む。）又は第62条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第66条 受注者は、発注者が第59条、第62条又は第63条において準用される第57条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第67条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項の規定は、工事目的物の不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第68条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。なお、契約の一部のみを解除する場合、継続する事業の実施方法等や請負代金の支払方法等の詳細については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき
- (2) 正当な理由がなく、各更新改良業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に更新改良業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第6条第1項に掲げる統括工事責任者を設置しなかったとき。
- (5) 第7条第1項に掲げる管理技術者、第8条第1項に定める照査技術者又は第9条第1項に定める工事監理者を設置しなかったとき。
- (6) 第22条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (7) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第69条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部又は全部を解除することができる。なお、契約の一部のみを解除する場合、継続する事業の実施方法等や請負代金の支払方法等の詳細については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の更新改良業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業停止を命ぜられたとき。
- (5) 引き渡された工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約をした目的を達成することができないものであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したと

き。

- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が実施する更新改良業務の水準が要求水準を満たさない場合で別紙5（モニタリング）の定めるところに従い、この契約の全部又は一部を解除するとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (12) 発注者の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (13) 第73条又は第74条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (14) 他の事業契約の解除により基本契約第8条第2項に基づき解除されるとき。
- (15) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められたとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していることが認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約の履行に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約締結に

当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第70条 発注者はこの契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

（2）受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第71条 発注者の責めに帰すべき事由により前3条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第72条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第68条、第69条第又は第70条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第73条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第74条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第34条の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第36条第1項及び第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第75条 受注者の責めに帰すべき事由により第73条又は前条各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第76条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の規程において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第59条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第62条の規定の適用による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)の額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第68条、第69条又は第70条の規定によるとき、又は次条第3項に規定するときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第72条、第73条又は第74条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、第28条の規定による支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、第28条の規定による貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有する又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第68条、第69条又は第70条の規定によるときは発注者が定め、第72条、第73条又は第74条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第77条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- （1）工期内に工事を完成することができないとき。
 - （2）この工事目的物が契約不適合であるとき。
 - （3）第68条又は第69条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - （4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害の賠償に代えて、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- （1）第68条又は第69条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由により第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するとき（前項の規定により第2項第2号に該当するときとみなされる場合を除く。）は、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。
- 6 第2項各号のいずれかに該当する場合（第69条第11号又は第15号に該当することにより、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約等）

- 第78条 受注者は、この契約に関し第70条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第1項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して連帯して賠償金支払の義務を負う。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第79条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じ

た損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由により当該各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第73条又は第74条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第57条第2項（第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第80条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第55条第3項又は第4項（第63条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合であることを理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等が契約不適合である場合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合に係る責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合であることを知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際にその工事目的物が契約不適合であることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契

約不適合に関する請求等をする事はできない。ただし、受注者がその工事目的物が契約不適合であることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを報告しなかったときは、この限りでない。
- 10 この条の規定にかかわらず、受注者は、基本契約第12条に定める性能保証に係る責任を負うものとする。

(火災保険等)

- 第81条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を契約書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他別紙6（受注者が加入すべき保険等）の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第82条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による滋賀県建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、統括工事責任者、管理技術者、照査技術者、工事監理者及び現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他受注者が更新改良業務のために使用している下請負人、労働者等の本件各工事の設計及び工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第25条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

- 第83条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停に

より紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書（別記様式）に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

- 2 前条及び前項の紛争を解決するため要する費用の負担については、発注者と受注者が協議して定める。

（契約の費用）

第84条 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（補則）

第85条 この契約事項に定めのない事項については、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）及び大津市財務規則（平成9年規則第73号）その他関係法令の規定によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[条項以上]

別紙 1 用語の定義（五十音順）

1. 「請負代金」とは、この契約に基づき、発注者が受注者に支払う本事業の更新改良業務の実施に対する対価をいい、その金額を「請負代金額」という。その内訳は別紙 3（請負金額の内訳）記載のとおり。
2. 「運転維持管理業務」とは、運転維持管理対象施設の運転維持管理に関する業務をいい、詳細は要求水準書 2.6 に規定される業務を個別に、又は総称していう。
3. 「運転維持管理業務委託契約」とは、運転維持管理業務の実施のために、市と運転事業者とが締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 運転維持管理業務委託契約をいう。
4. 「仰木低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、仰木低区配水池に関して、受注者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2.4 に規定されるものをいう。
5. 「各更新改良施設」とは、真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の構造物・管路及び設備を個別に、又は総称していう。
6. 「基本協定」とは、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、市と構成企業との間で締結された令和〇年〇月〇日付け真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本協定をいう。
7. 「基本契約」とは、本事業を優先交渉権者に一括で発注するために、市と優先交渉権者の構成企業とが本契約締結日に締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本契約をいう。
8. 「更新改良業務」とは、この契約に基づき、受注者が行う、各更新改良施設の事前調査業務、設計業務、工事業務、その他付帯する業務（工事監理支援業務及びセルフモニタリングを含む。）をいい、詳細は要求水準書 2.2 から 2.5 までに規定される業務を個別に、又は総称していう。
9. 「工事に関する請負代金」とは、請負代金のうち、各更新改良施設の工事業務の実施に対する対価をいい、その金額を「工事に関する請負代金額」という。
10. 「工事監理支援業務に関する請負代金」とは、請負代金のうち、各更新改良施設の工事監理支援業務の実施に対する対価をいい、その金額を「工事監理支援業務に関する請負代金額」という。
11. 「構成企業」とは、この契約又は運転維持管理業務委託契約の締結当事者（建設事業者及び運転事業者の共同企業体の各構成員を含む。）となる者をいう。
12. 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、この契約及び運転維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。

- 1 3. 「事業提案書」とは、本事業の応募手続において、優先交渉権者が発注者に対して提出した提案書、発注者からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が発注者に対し、基本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- 1 4. 「設計に関する請負代金」とは、請負代金のうち、各更新改良施設の事前調査業務及び設計業務の実施に対する対価をいい、その金額を「設計に関する請負代金額」という。
- 1 5. 「法令」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
- 1 6. 「募集要項等」とは、本事業に関して発注者が令和 7 年〇月〇日に公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 募集要項」（その後の変更を含む。）及び募集要項と一体の資料として発注者が公表したその他の添付資料（その後の変更を含む。ただし、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く。）並びにこれらに係る質問回答書をいう。
- 1 7. 「本件各工事」とは、各更新改良施設である真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の各更新改良業務に係る工事それぞれを個別に、又は総称していう。
- 1 8. 「真野浄水場（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野浄水場（真野取水場を含む。）に関して、受注者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（当該更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2.3 に規定されるものをいう。
- 1 9. 「真野低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野低区配水池に関して、受注者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2.5 に規定されるものをいう。
- 2 0. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書又はその他募集要項等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- 2 1. 「法令等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
- 2 2. 「法令変更」とは、法令等の新設又は変更をいう。
- 2 3. 「要求水準書」とは、発注者が募集要項等と一体の資料として公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 要求水準書」（その後の変更を含む。）及びこれらに係る質問回答書をいう。

別紙2 事業日程

※事業提案書に基づき記載するものとする。

1 真野浄水場工事

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 基本設計図書の提出期限 | 令和○年○月○日 |
| (2) 詳細設計図書の提出期限 | 令和○年○月○日 |
| (3) 工事着工予定日 | 令和○年○月○日 |
| (4) 試運転完了期限 | 令和 14 年 12 月 31 日 |
| (5) 引渡完了予定日 | 令和 15 年 3 月 31 日 |

2 仰木低区配水池工事

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 基本設計図書の提出期限 | 令和○年○月○日 |
| (2) 詳細設計図書の提出期限 | 令和○年○月○日 |
| (3) 工事着工予定日 | 令和○年○月○日 |
| (4) 試運転完了期限 | 令和○年○月○日 |
| (5) 引渡完了予定日 | 令和○年○月○日 |

3 真野低区配水池工事

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 基本設計図書の提出期限 | 令和○年○月○日 |
| (2) 詳細設計図書の提出期限 | 令和○年○月○日 |
| (3) 工事着工予定日 | 令和○年○月○日 |
| (4) 試運転完了期限 | 令和○年○月○日 |
| (5) 引渡完了予定日 | 令和○年○月○日 |

別紙3 請負金額の内訳

※事業提案書に基づき記載するものとする。

1 真野浄水場工事

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 設計に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |
| (2) 工事に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |
| (3) 工事監理支援業務に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |

2 仰木低区配水池工事

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 設計に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |
| (2) 工事に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |
| (3) 工事監理支援業務に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |

3 真野低区配水池工事

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 設計に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |
| (2) 工事に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |
| (3) 工事監理支援業務に関する請負代金額 | 金〇〇円 |
| | (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円) |

別紙 4 総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領（第 3 条関係）

1. 目的

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業設計及び建設工事請負契約書（以下「この契約」という。）は、総価契約単価合意方式を採用することとし、受発注者間の双務性の向上の観点から、工事に関する請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的とする。

2. 対象業務

本別紙の対象とする業務は、更新改良業務（各更新改良施設の工事業務及びその他付帯する業務（事前調査業務及び設計業務に係るものを除く。））とする。

更新改良業務のうち、事前調査業務、設計業務、その他付帯する業務（工事業務に係るものを除く。）については、本別紙の対象外とする。

3. 実施方式

総価契約単価合意方式は、単価個別合意方式⁴とする。

4. 協議の手順

（1）請負代金内訳書

① この契約締結後の請負代金内訳書

詳細設計完了後に行う単価協議を円滑に行うことを目的として、受注者は、この契約締結後 14 日以内に、入札金額内訳書を基に、請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。その後、受発注者間で単価に係る協議を実施し、請負代金内訳書を定める。

なお、請負代金内訳書の構成及び内訳内容等については、発注者の指示による。

② 詳細設計完了後の請負代金内訳書

受注者は、それぞれの更新改良業務の詳細設計完了後に行う変更契約締結後 14 日以内に、この契約締結後の請負代金内訳書を基に、単価合意を行うための請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。その後、受発注者間で単価協議を実施し、請負代金内訳書を確定させる。

⁴ 契約締結後に細別（レベル 4）などの単価を個別に合意する方式であり、総価契約単価合意方式の基本方式である。

(2) 単価協議

- ① 単価協議の開始日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- ② 単価合意は原則、3つの本件各工事別に実施する。なお、各単価合意は以下に掲げるとおりとする。
 - ア 真野浄水場（更新改良部分）の工事業務に係る単価合意：真野浄水場（更新改良部分）の工事業務について、単価協議を実施し、単価合意を行う。
 - イ 仰木低区配水池（更新改良部分）の工事業務に係る単価合意：仰木低区配水池（更新改良部分）の工事業務について、単価協議を実施し、単価合意を行う。
 - ウ 真野低区配水池（更新改良部分）の工事業務に係る単価合意：真野低区配水池（更新改良部分）の工事業務について、単価協議を実施し、単価合意を行う。
 - エ 各単価合意の基準となる日は、令和6年2月1日とする。
- ③ 各単価合意においては、本件各工事に係る詳細設計図書の提出及び発注者の承諾後にこの契約の変更を行ったあと、それぞれ単価協議を行う。なお、一度単価合意した単価は、他の単価合意において変更しない。また、各単価合意においては、この契約に係る請負代金額の総価を変更しない（この契約第41条及び第42条の各規定に該当する場合を除く。）。
- ④ 各単価協議が整った後、発注者はこの契約に係る単価合意書を作成し、受注者に送付する。なお、各単価合意のこの契約に係る単価合意書をそれぞれ「単価合意書（真野浄水場更新改良業務）」、「単価合意書（仰木低区配水池更新改良業務）」及び「単価合意書（真野低区配水池更新改良業務）」という。
- ⑤ 各単価協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が工事数量総括表の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の細別に関する単価、間接費（共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等）等の金額について定め、受注者に通知する。
- ⑥ 受注者は、各単価合意書に記名押印したもの2通を発注者に提出し、発注者は押印後、1通を受注者に送付する。

5. 単価協議の方法

- ① この契約に係る単価協議は、受注者が提出した請負代金内訳書に基づき、工事数量総括表の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の細別に関する単価、間接費（共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等）等の金額に対して、合意するものである。
- ② 協議区分と合意の内容は、表－1に示すとおりとする。なお、合意の内容は、上記2の対象業務（土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事）のみを対象とする。

表－１ 協議区分と合意の内容

協議区分	合意の内容	備考
I. 直接工事費	単価（円）	細別（レベル４）〔最下位が種別の場合は種別〕、単価は有効数字４桁（小数第３位以下切り捨て）、一式の場合は金額
II. 共通仮設費（積み上げ分）	単価（円）	細別（レベル４）、単価は有効数字４桁、一式の場合は金額
III. 共通仮設費（率分）	金額（円）	金額は円止
IV. 現場管理費	金額（円）	金額は円止
V. 一般管理費等	金額（円）	金額は円止

6. 請負代金額の変更

- ① 第４２条第３項の規定により残工事代金額を定める場合並びに第４６条第６項、第６２条第６項及び第６３条第２項に定める場合における請負代金額の変更については、この契約第４２条第１項の規定に従い、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者が協議して定める。

ただし、第４２条第２項の規定により、同項各号に掲げる場合で特別な理由がないときは、発注者と受注者が協議して定める。特別な理由とは、受注者の責に帰すべきものとして変更の対象にならない場合や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動が無い場合などが該当する。

- ② 表－１のⅠ（直接工事費）及びⅡ（共通仮設費（積み上げ分））の変更は、表－２に示すとおりとする。

表－２に示すイ、ウ及びエは、①のただし書きに該当する場合、適用する。

表－２ 請負代金額の変更方法

ア	以下のイ、ウ及びエの変更又は項目追加等がない場合 ・単価合意書の合意単価により積算するものとする。
イ	既存の細別（レベル４）に対し、施工条件等の規格が変更された場合 ・変更前の細別（レベル４）の合意比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下同じ。）に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。
ウ	既存の工種（レベル２）に種別（レベル３）及び細別（レベル４）が追加された場合 ・変更前の当該工種（レベル２）の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。
エ	工種（レベル２）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル４）が新規に追加された場合の共通仮設費（積み上げ分） ・官積算単価にて積算するものとする。

- ③ 表－１のⅢ（共通仮設費（率分））、Ⅳ（現場管理費）及びⅤ（一般管理費等）の変更は、表－２により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した変更前後の増減割合を乗じて算出するものとする。なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては純工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。
- 表－３に示す計算例を基に算定する。

表－３ 共通仮設費等の変更に係る計算例

$\text{間接費等(率分)} = B \times C \times D$	
B =	変更積算の間接費等(率分)の対象となる項目の合計金額
C =	$\frac{\text{変更前の間接費等(率分)の合意金額 (C1)}}{\text{変更前の間接費等(率分)の対象となる項目の合計金額 (C2)}}$
D =	$\frac{\text{Bを積算基準書の率式に代入した値に補正係数*を乗じた値 (D1)}}{\text{C2を積算基準書の率式に代入した値に補正係数*を乗じた値 (D2)}}$ ※地域補正など間接費に対する補正係数が対象 D1の補正係数：変更積算の補正係数 D2の補正係数：変更前の補正係数
■設計変更にて共通仮設費(率分)対象額が、3,000万円⇒3,300万円となった場合の積算例 B = 変更積算の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000円 C1= 変更前の共通仮設費(率分)の合意金額 = 3,150,000円 C2= 変更前の共通仮設費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000円 C = C1/C2 = 3,150,000円/30,000,000円 D1= Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85% D2= C2を積算基準書の率式に代入した値=10.95% D = D1/D2 = 10.85%/10.95% $\begin{aligned} \text{共通仮設費(率分)} &= B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000/30,000,000 \times 10.85/10.95 \\ &= 3,433,356 \text{円} \end{aligned}$ なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。	

7. 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更（この契約第４２条）

（１）契約金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、この契約第４２条各項で規定のとおり実施する。

（２）変更額の算定

- ① この契約第４２条第２項に規定する変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、同条第３項で規定のとおり定めるものとり、単価合意書増額の変更は、以下の定義式に基づき算定する。

$$S_{\text{増}} = P_2 - P_1 - (P_1 \times X)$$

ここに $S_{\text{増}}$: 増額スライド額 (円)

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 (円)

P_2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額 (円)

X : 全体スライドは 1.5%、インフレスライド及び単品スライドは 1.0%の数値とする。

② 減額の変更は、以下の定義式に基づき算定する。

$$S_{\text{減}} = P_2 - P_1 + (P_1 \times X)$$

ここに $S_{\text{減}}$: 減額スライド額 (円)

P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 (円)

P_2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額 (円)

X : 全体スライドは 1.5%、インフレスライド及び単品スライドは 1.0%の数値とする。

上記定義式を基に、 P_1 は直近の合意単価を用いて算出し、 P_2 は官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価を用いて算出する。

なお、 P_2 の官積算単価とは、公表単価がある単価はその単価を、公表単価がない場合は、 P_1 に建設工事費デフレーター (建設総合 土木総合 その他土木 上・工業用水道) (国土交通省) 等に乗じた単価を用いる。ただし、詳細については受発注者協議にて決定するものとする。また、一度決定した指数等については変更しない。

全体スライド及びインフレスライドは、再度行うことができる。なお、全体スライドについては、直近の全体スライド又はインフレスライドの基準日から 12 月を経過した後に、請求することができる。

別紙5 モニタリング

1. モニタリング

① 基本的考え方

受注者が行う業務が、常に要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。発注者は、モニタリングの結果、受注者が行う業務サービスが要求水準に達していない場合、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求める。状況を改善することができない場合、あるいは、受注者が改善勧告に従わない場合、発注者は、この契約を解除することができる。

② モニタリング計画書の作成

受注者は、要求水準書、事業提案書、その他更新改良業務に関して、要求水準書に基づき発注者に提出した各種提出書類に従い、発注者と協議の上、受注者が実施するセルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度、実施結果の活用方法等を記載したモニタリング計画書を作成して発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

モニタリング計画書は、各更新改良施設の事前調査業務、設計業務及び工事業務それぞれにつき作成するものとし、各更新改良施設の各業務の開始の14日前まで（ただし、工事業務は開始の30日前まで）に作成して発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

③ モニタリング費用の負担

発注者が実施するモニタリングに係る費用は、発注者が負担し、受注者が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、受注者の負担とする。

2. モニタリングの種類と方法

発注者は、更新改良業務に関してモニタリングを行い、当該業務が要求水準を達成することが可能かを確認する。

① 業務開始前のモニタリング

受注者が提出する下表の書類に関して、本事業の実施体制・計画が要求水準等の内容を達成することが可能か、提案書の内容が実現可能かの観点から、受注者が提出する各書類の内容を確認する。

対象	モニタリング方法	対象書類の概要、 受注者による対象書類の提出期限
＜更新改良業務＞		
全体事業工程表	業務開始時に書類の承諾を行う	全体事業工程表とは事業期間中の更新改良業務の全体計画を記載したものであり、受注者が契約締結後の 30 日以内に発注者に提出する。
調査計画書	業務実施前に書類の承諾を行う	調査計画書とは本件各工事の事前調査業務の計画を記載したものであり、受注者が設計開始の 14 日前までに発注者に提出する。
設計業務計画書	業務実施前に書類の承諾を行う	設計業務計画書とは本件各工事の設計業務の計画を記載したものであり、受注者が設計開始の 14 日前までに発注者に提出する。
施工計画書	業務実施前に書類の承諾を行う	施工計画書とは本件各工事の工事業務の計画を記載したものであり、受注者が施工開始の 14 日前までに発注者に提出する。
モニタリング計画書	業務実施前に書類の承諾を行う	モニタリング計画書とは、更新改良業務のセルフモニタリングの計画を記載したものであり、事前調査業務・設計業務は各々開始の 14 日前までに、工事業務は開始の 30 日前までに発注者に提出する。

②業務期間中のモニタリング

発注者は要求水準への適合状況の確認等を目的としたモニタリングを適宜行うものとし、受注者は発注者が行うモニタリングに協力する。

受注者は、セルフモニタリングを実施し、発注者に必要な報告を毎月行うものとする。

ただし、モニタリングの方法についての詳細は、受注者によるサービスの提供の方法に依存するため、この契約の締結後に受注者が作成し発注者が承諾するモニタリング計画書において定める。

なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、この契約に別段の定めがある場合を除き、発注者は事前に受注者に実施日時を通知し、受注者は合理的な理由がない限り、発注者が通知する実施日時における立ち入り検査に最大限協力する。

なお、それぞれの具体的な期限等については、受注者が作成し、発注者の承諾を受けるモニタリング計画書によって決定する。

3. モニタリング結果の分類

① 更新改良業務の不履行又は不完全履行

モニタリングの結果、更新改良業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると認められた場合、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ あらかじめ発注者の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 発注者の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故等）によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は受注者が行う。）

② 是正勧告に対する受注者の対応

受注者は、速やかに、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を発注者に提出して発注者の承諾を得た上で、速やかに改善措置をとるものとし、改善を実行する期日後速やかに、その対応状況を発注者に書面で報告する。

ただし、発注者は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。

なお、発注者は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、受注者に対して再度の是正勧告を行うことができ、これによっても改善が見込まれないとき、あるいは要求水準の達成が不可能と判断されたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

別紙6 受注者が加入すべき保険等

※事業提案書に基づき記載するものとする。

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、受注者の判断に基づき、さらに付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

1. 更新改良業務関係

ア 建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）

- 保険契約者 : 受注者
- 被保険者 : 受注者、関係する全請負者等（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び発注者
- 保険の対象 : 本件各工事
- 保険の期間 : 本件各工事の各着工予定日を始期とし、各工事目的物の引渡完了日を終期とする。
- 保険金額 : 本件各工事それぞれの工事に関する請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
- 付記事項 : 1) 受注者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく発注者に提示する。
- 2) 受注者は、発注者の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- 3) 保険の対象については、本件各工事の工事別に分けて加入することも可能である。

イ ○○○○

2. その他の保険

前記各保険以外に、事業提案書において受注者により付保することとされた保険については、原則として事業提案書に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ発注者と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに発注者に提出しなければならない。

別紙 7 特許権等

※事業提案書に基づき記載するものとする。

別紙 8 請負代金の支払予定

各会計年度における、本件各工事に係る請負代金の支払限度額、並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額等は下表のとおりである。

なお、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、下表の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(税抜)

年度	項目	真野浄水場工事	仰木低区配水池工事	真野低区配水池工事
令和○年度	設計 出来高予定額 (支払上限額)			
	工事 出来高予定率			
	工事 出来高予定額			
	工事 前払金額			
	工事 支払限度額			
令和○年度	設計 出来高予定額 (支払上限額)			
	工事 出来高予定率			
	工事 出来高予定額			
	工事 前払金額			
	工事 支払限度額 (累計)			